

# 派遣留学予定の皆さんへ（危機管理への対応を含む）

## 1. 渡航前に必要なこと

### 1) 渡航前の心構えについて

- ① 渡航先においては、危機発生の可能性があることを十分認識しておいてください。
- ② 危機が発生した場合の対応について、シミュレーションをしておいてください。
- ③ 必要に応じて、保健環境センター等との相談や病院等での健康診断を受けてください。

### 2) 渡航先（国・地域）の情報収集について

- ① 国際情勢の変化や動向について、十分把握しておいてください。
- ② 外務省在外公館のホームページ等を活用し、渡航先の現地安全情報を把握しておいてください。
- ③ 厚生労働省検疫所のホームページなどを活用し、渡航先の感染症情報を把握するとともに、必要に応じて、予防接種を受けましょう。
- ④ 渡航先の政治・社会・文化、日本との関係や対日イメージなどを理解しておきましょう。

#### 〔渡航先の安全確認のためのお勧めリンク集〕

- 外務省のホームページ (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)
- 「在外公館医務官情報」 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>)
- 「海外安全ホームページ」 (<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)
- 厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)
- 「海外渡航者のための感染症情報」 (<http://www.forth.go.jp/>)
- 厚生労働省検疫所のホームページ  
(<http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sitetu/ken-eki.html>)
- 労働者健康福祉機構 (<http://www.rofuku.go.jp/>)
- 国際協力機構 (JICA) (<http://www.jica.go.jp/>)
- 国立感染症研究所 (NIID) (<http://www.nih.go.jp/niid/ja/index.html>)
- 「感染症情報センター」 (IDSC) (<http://idsc.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>)

### 3) 国際交流センターの必要な手続きについて

- ① 「海外旅行傷害保険」に加入してください。
  - ※1 保険会社によって、様々なプランが設定されていますが、治療・救援費用の「無制限」のプランを推奨します。
  - ※2 その他、個人賠償責任等についても、補償内容を十分検討して決めてください。
- ② 加入した「海外旅行傷害保険」の内容を国際交流センターに報告してください。
- ③ 国際交流センターに「留学届（様式1）」を提出してください。
- ④ 安全衛生管理者による健康ガイダンスを始め、国際交流センターが実施するガイダンスには、必ず出席してください。
- ⑤ 以下の事項について、国際交流センターと渡航に係る留学先大学との各種相談・情報収集、並びに渡航日及び渡航方法（最寄りの空港から派遣先大学までの経路等）について、十分に連絡調整を行ってください。
- ⑥ 在籍確認書及び生活状況報告書の様式データを受領してください。

### 4) その他の必要事項について

留学後の履修計画、留学先で取得した単位の読み替え及び卒業の時期等について、必ず教務課に相談してください。

## 2. 渡航後に必要なこと

### 1) 国際交流センターへの連絡について

- ① 留学先大学に到着後は、速やかに国際交流センターに報告してください。
- ② 毎月5日までに、在籍確認書及び生活状況報告書を国際交流センターに電子メールで送信してください。  
(※生活状況報告書は、大学への近況報告です。できるだけ詳細に記入してください。)

- ③留学先大学の緊急時の対応体制と連絡システムを把握しておいてください。
- ④渡航後に新たに保険に加入した場合は、その内容について国際交流センターに報告してください。
- ⑤何か、問題が発生した時は、必ず国際交流センターに連絡してください。

国際交流センターメールアドレス <a href="mailto:kokusaikoryu@m.auecc.aichi-edu.ac.jp">kokusaikoryu@m.auecc.aichi-edu.ac.jp</a>
---

## 2) 自己の危機管理について

- ①災害やテロなどの緊急時の安否確認、退避の手配などの連絡・保護が受けられるように、旅券法において、3ヶ月以上外国に滞在する日本人は、在外公館への「在留届」提出が義務付けられています。必ず提出してください。  
インターネットでの提出も可能です。  
(<http://www.ezairyu.mofa.go.jp>)  
(※治安情勢が不安定な国や地域の場合は、滞在期間が短くても届け出てください。)
- ②在外公館のホームページなどで、定期的に留学先の危険情報をチェックしてください。
- ③留学先大学の関係者から、緊急時の連絡体制を確認するとともに、国際交流センターの連絡先を知らせておいてください。
- ④必要に応じて、本学指導教員への連絡・相談を行ってください。
- ⑤緊急時の家族への連絡体制を決めておくとともに、定期的に連絡をとってください。
- ⑥外出の際は、緊急連絡先（留学先の電話番号や住所など）を記したメモを必ず携行してください。
- ⑦海外渡航中は、原則として自動車の運転は、しないでください。やむを得ず、運転する場合は、必ず自動車保険に加入してください。
- ⑧留学先大学の各種報告（一時帰国、長期外出など）などの必要な手続きは、留学先大学の指示により適切に行ってください。

### 3. 危機に遭遇した時の対応

- ① 留学先大学の緊急連絡先へ連絡し、その指示に従って行動してください。
- ② 緊急連絡体制（別表）に基づき、国際交流センターへ連絡し、対応方法などを相談してください。
- ② 在外公館からの連絡や指示に従って行動してください。
- ③ 家族に連絡してください。
- ④ 加入している保険会社へ連絡してください。

## (参考)

〔海外への派遣（留学）の実施，中止，延期，継続，途中帰国の判断基準〕

### (A) 外務省より提供される「海外危険情報」の種類と危険度のランク

- 「十分注意してください。」（レベル1：注意喚起）

当該国（地域）への渡航，滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し，危険回避を勧めるもの。

（対応）実施又は継続するが，十分な注意を払う。

- 「渡航の是非を検討してください。」（レベル2：渡航延期勧告）

当該国（地域）への渡航に関しては，渡航の是非を含めた検討を真剣に行い，渡航する場合は，十分な安全措置を講ずることを勧めるもの。

（対応）原則として延期若しくは中止

- 「渡航の延期をお勧めします。」（レベル3：渡航延期勧告）

当該国（地域）への渡航は，どのような目的であれ延期するよう勧めるもの。

また，場合によっては，現地に滞在している邦人に対して，退避の可能性の検討や準備を促すことがある。

（対応）中止又は途中帰国

- 「退避を勧告します。渡航は延期してください。」（レベル4：退避勧告）

当該国（地域）に滞在している全ての邦人に対して 滞在地から安全な国（地域）への退避（日本への帰国も含む）を勧めるもの。新たな渡航は，禁止する。

（対応）中止又は即刻帰国（退避勧告を無視した場合の本学の対応については，その都度関係機関と協議し検討する。）

**(B) [外務省より提供される「感染症危険情報」の種類と危険度]**

(安全対策の目安として出されているもの)

- 「十分注意してください。」(実施, 継続するが, 注意を払う。)
- 「渡航の是非を検討してください。」(「不要不急の渡航の延期をおすすめ」を含む。)(延期, 若しくは中止を基本方針とする。)
- 「渡航の延期をおすすめします。」(中止, 途中帰国させる。)
- 「退避を勧告します。」(中止, 即刻帰国させる。(退避勧告を無視した場合の本学の対応については, その都度関係機関と協議し検討する。))